

平成 25 年 12 月 26 日

各 位

大 阪 市  
契 約 管 財 局

## 業務委託契約に係る低入札価格調査制度及び 数値的判断基準の試行導入の見直しについて

委託業務の適正な履行の確保、労働者へのしわ寄せへの懸念から、低入札価格調査制度及び数値的判断基準を試行導入していますが、次のとおり見直しを行います。数値的判断基準を設定する入札では、入札者が提出した入札書の記載金額が数値的判断基準未満の場合は落札者となることができません。

また、低入札価格調査制度を試行導入している対象種目のうちWTO案件には低入札価格調査制度を適用していませんでしたが、適用範囲をWTO案件にも拡大し、より適切かつ効果的な仕組みとします。

### 記

#### 1 対象となる入札

- (1) 平成 26 年 4 月 1 日以降に契約管財局が発注する建物等各種施設管理
- (2) 平成 26 年 4 月 1 日以降に交通局が発注する予定価格が 200 万円を超える建物等各種施設管理

#### 2 数値的判断基準の設定の見直し

(現行)

当該案件における入札価格 (予定価格の桁と比べ、二桁以上違う入札を除いたもの) の平均価格を数値的判断基準とする。

数値的判断基準の上限は、予定価格に 10 分の 6.6 を乗じて得た額とする。

(改正)

当該案件における入札価格 (予定価格の 200%を超える入札及び予定価格の桁と比べ、二桁以上低い入札を除いたもの) の平均価格を数値的判断基準とする。

数値的判断基準の上限は、予定価格に 10 分の 6.6 を乗じて得た額とする。

(注) (1) WTO案件及び総合評価一般競争入札を行う案件には、数値的判断基準の設定はありません。

(2) 仕様書に添付の低入札価格根拠資料作成要領に記載しますので、ご確認ください。

(3) 種目については、大阪市電子調達システムの、各種資料・ダウンロード>入札参加資格審査申請関係のページ等でご確認ください。

(入札例)

予定価格：4,500,000円

基準価格：2,970,000円

数値的判断基準： $(B + C + D + E + F + G) \div 6 = 2,150,000$ 円

※ Aの入札は予定価格の200%である9,000,000円を超えており、Hの入札(5桁)は、予定価格(7桁)と比べ二桁以上違うため、平均価格算出のためのデータから除外する。

入札者	入札価格	数値的判断基準算定	入札の扱い(全て有効札)
A	9,100,000円	除外(200%超)	予定超過
B	5,000,000円	対象	予定超過
C	4,000,000円	対象	
D	2,500,000円	対象	低入札価格調査対象
E	1,000,000円	対象	落札者とししない
F	300,000円	対象	落札者とししない
G	100,000円	対象	落札者とししない
H	99,000円	除外(二桁以上)	落札者とししない

### 3 低入札価格調査制度の適用範囲の拡大

#### (1) 低入札価格調査制度の適用範囲

低入札価格調査制度を試行導入している対象種目(建物等各種施設管理)のうち、適用範囲をWTO案件にも拡大し、全案件とする。

ただし、最低制限価格の設定をするものを除く。

#### (2) 低入札価格調査基準価格の設定

「業務委託契約に係る低入札価格調査制度運用要領」(大阪市ホーム > 大阪市電子調達システム > 各種資料・ダウンロード)による。